

令和 2 年 6 月

条例議案概要説明書

目 次

	ページ
議案第 5 6 号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 5 7 号 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについ て ……………	1
議案第 5 8 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める について ……………	1
議案第 5 9 号 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例を定めるについて ……………	2
議案第 6 0 号 徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する 条例を定めるについて ……………	3
議案第 6 1 号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償 条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	3
議案第 6 2 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例を定めるについて ……………	4
議案第 6 3 号 徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるに ついて ……………	5
議案第 6 4 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定 めるについて ……………	5
議案第 6 5 号 徳島市危機事象対策推進基金条例を定めるについて ………	6

議案第56号

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 給料の減額

行財政改革に取り組む姿勢を明らかにするために、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、第一副市长、第二副市长、公営企業の管理者（医師である病院事業の管理者を除く。）、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を、100分の10の割合で減額する。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

2 期末手当基礎額の改正

公営企業の管理者のうち交通局長に係る期末手当基礎額の算定方法を、他の特別職の職員と同様とする。

3 施行期日

令和2年7月1日から施行する。

議案第57号

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 交付手数料の廃止

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第58号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法等の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 個人市民税の改正

(1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下である者に限る。）を有する単身者について、ひとり親控除を適用する。

- (2) ひとり親（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を市民税の非課税措置の対象に加える。

2 固定資産税の改正

- (1) 土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合における当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならない。
- (2) 現所有者が正当な事由がなく(1)の申告をしなかった場合には、10万円以下の過料を科する。

3 たばこ税の改正

葉巻たばこの課税標準について、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとするとともに、所要の経過措置を講ずる。

4 用語の整備

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法が改正されたことに伴い、条例中の「特例基準割合」の用語を整備する。

5 施行期日等

- (1) 令和2年9月1日から施行する。ただし、前記1及び前記4については令和3年1月1日から、前記3については令和3年10月1日から施行する。
- (2) 前記1については、令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用する。
- (3) 前記2については、施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用する。
- (4) 前記4については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

議案第59号

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、同条例を引用する条項を整備する。

2 用語の整備

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法が改正されたことに伴い、条例中の「特例基準割合」の用語を整備する。

3 施行期日等

(1) 前記1については公布の日から、前記2については令和3年1月1日から施行する。

(2) 前記2については、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

議案第60号

徳島市道の構造の基準等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

道路構造令の改正に伴い、市道の構造に関する基準について、同令を参酌して次のとおり改正する。

1 自転車通行帯の基準の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、その基準について、次のとおり定める。

(1) 高速自動車国道又は自動車専用道路以外の道路であって自動車及び自転車の交通量が多いもの（自転車道を設けるものを除く。）には、原則として車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。

(2) 自転車通行帯の幅員は、原則として1.5メートル以上とし、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

2 自転車道の基準の改正

自転車道は、設計速度が時速60キロメートル以上である道路に設けるものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第61号

徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の

改正に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

経験年数15年未満の学校医等の公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均0.52%引き上げる。

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	16万6,950円	16万5,150円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万2,990円	7万790円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	8万3,480円	8万2,580円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	3万6,500円	3万5,400円

3 法定利率の改正

民法の改正に伴い、障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を事故発生日における法定利率（現行 100分の5）に改める。

4 施行期日等

公布の日から施行し、前記1は平成31年4月1日から、前記2は令和2年4月1日から適用する。

議案第62号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法が改正されたことに伴い、本市の関係条例について改正する。

1 用語の整備

次の条例において用いる「特例基準割合」の用語を整備する。

- (1) 徳島市公共下水道事業条例
- (2) 徳島市国民健康保険条例

- (3) 税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例
- (4) 徳島市介護保険条例
- (5) 徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

2 条項の整備

次の条例において、租税特別措置法を引用する条項を整備する。

- (1) 徳島市国民健康保険条例
- (2) 徳島市介護保険条例

3 施行期日等

- (1) 令和3年1月1日から施行する。
- (2) 前記1については、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

議案第63号

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

令和2年度診療報酬改定に伴い、市民病院の使用料を次のとおり改正する。

1 初診料保険外併用療養費特別料金の改正

初診料保険外併用療養費特別料金を、5,500円以内（現行 2,610円以内）において管理規程で定める額とする。

2 再診料保険外併用療養費特別料金の新設

(1) 他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）、再診料保険外併用療養費特別料金を徴収する。

(2) 再診料保険外併用療養費特別料金は、2,750円以内において管理規程で定める額とする。

3 施行期日

令和2年8月1日から施行する。

議案第64号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等について改正する。

1 補償基礎額の改正

- (1) 非常勤消防団員の損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の額の算定の基礎となる補償基礎額を，階級及び勤務年数の区分に応じて平均0.46パーセント引き上げる。
- (2) 消防作業従事者，救急業務協力者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円（現行 8,800円）とする。

2 法定利率の改正

民法の改正に伴い，障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を事故発生日における法定利率（現行 10分の5）に改める。

3 施行期日等

公布の日から施行し，令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償について適用する。

議案第65号

徳島市危機事象対策推進基金条例を定めるについて

本市における危機事象に関する予防，応急対策，復旧等に係る事業を推進するため，徳島市危機事象対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

1 積立て

- (1) 基金として積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金をより効果的に運営するため，基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は，積み立てる額に充てることができる。

2 管理

- (1) 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (2) 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，危機事象に関する予防，応急対策，復旧等に係る事業の経費に充てるもののほか，基金に編入するも

のとする。

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

5 処分

基金は、危機事象に関する予防、応急対策、復旧等に係る事業の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定める。

7 施行期日

公布の日から施行する。